

西区会計年度任用職員

（こども家庭支援課 こども家庭相談員（看護職））を募集します！

1 業務内容	(1) 妊婦や養育者の相談対応業務（窓口・電話・訪問等） (2) 乳幼児健診未受診者への受診勧奨業務 (3) その他、母子保健事業の実施に必要な業務 ※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）
2 応募要件	以下の全ての要件を満たす方 (1) 電話・窓口対応ができること (2) パソコン（ワード、エクセル程度）の操作ができること (3) 保健師、助産師又は看護師の免許を有する方 (4) 母子保健業務に関心のある方
3 欠格事項	地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者
4 募集人数	1 名
5 身分	地方公務員法第 22 条の 2 に定める会計年度任用職員
6 任用期間	令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
7 勤務日 及び勤務時間	(1) 8 時 45 分から 17 時 15 分まで（昼休憩時間 1 時間含む） (2) 週 2 日（月曜日から金曜日のうち指定する 2 日間）勤務 ※休日、1 月 1 日、1 月 2 日、1 月 3 日、12 月 29 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日を除く
8 勤務場所	西区福祉保健センターこども家庭支援課 横浜市西区中央 1 丁目 5 番 10 号 最寄り駅：京浜急行 戸部駅（徒歩 8 分）、相模鉄道 平沼橋駅（徒歩 10 分）

9 報酬等	(1) 日額 13,410 円 ※令和7年度実績（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。） (2) 通勤費用（実費相当額）を別途支給 その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。
10 休暇等	年次休暇等を付与 ※横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則に基づきます。
11 応募方法	「15 申込み・問合せ先」まで必要書類を提出してください。 (1) 提出書類 ① 会計年度任用職員申込書（第1号様式） ② 作文（テーマは作文用紙内に記載） ③ 資格を有していることが確認できる書類の写し ※様式はホームページよりダウンロード、又は区役所窓口でもお渡しします。 https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kusei/saiyo/kokasou2026kango.html (2) 受付期間 令和8年8月19日（水）から令和8年8月25日（火）17時まで （郵送の場合は令和8年8月25日（火）【必着】） ※郵送の記録を残したい場合は、特定記録郵便等の方法があります。
12 選考内容	(1) 選考方法（書類及び面接） 面接日：令和8年9月1日（火）（予定） (2) 選考結果通知 令和8年9月中旬発送予定 合格者は、申込書及び面接の結果を総合して決定します。 ※選考の結果は、合否に関わらず、受験者全員に文書で通知します。 ※選考の結果についての電話でのお問い合わせには応じられません。
13 その他	提出された書類およびそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、該当書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。
14 申込み・ 問合せ先	〒220-0051 横浜市西区中央1丁目5番10号 西区こども家庭支援課「会計年度任用職員（こども家庭相談員（看護職））」担当 電話 045-320-8468 FAX 045-322-9875